

## 和歌山県地域交通運行継続給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受け、利用者の減少等による売上げの急減に直面する旅客等の運送事業を行う者（以下「旅客等運送事業者」という。）の事業継続を下支えするため、予算の範囲内で和歌山県地域交通運行継続給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する旅客等運送事業者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者である旅客等運送事業者
- (2) 県内に営業所を有する旅客等運送事業者であって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
  - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）を経営する者又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を経営する者（「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（平成18年9月25日付け国自旅第196号国土交通省自動車交通局長通達）」に基づき福祉限定許可（同通達により、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般旅客自動車運送事業の許可をいう。）を受けて当該福祉限定許可に係る一般乗用旅客自動車運送事業のみを経営する者を除く。）
  - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業（以下「鉄道事業」という。）を経営する者
  - ウ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第10項に規定する自動車航送をする同条第5項に規定する一般旅客定期航路事業（以下「フェリー事業」という。）を経営する者
- (3) 前号に該当する旅客等運送事業者であって、令和3年1月31日時点で、県内の営業所において1以上の車両又は船舶を配備しているもの
- (4) 今後も事業を継続する意思のある旅客等運送事業者

(不交付要件)

第3条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては給付金を交付しない。

- (1) 既に本給付金の交付を受けた者
  - (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、本給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者
- (給付金の交付額等)

第4条 給付金の交付の額は、給付金（事業基本額）と給付金（車両加算額）の合算額とし、各々の給付金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、給付金（事業基本額）にあつては、交付対象者が2以上のバス事業又はタクシー事業を営する旅客等運送事業者である場合は、100万円を上限として知事が適当と認める額とし、給付金（車両加算額）にあつては、200万円を上限として知事が適当と認める額とする。

- (1) 給付金（事業基本額） 別表第1の左欄に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

- (2) 給付金（車両加算額） 別表第2の左欄に掲げる事業者の区分に応じ、中欄に掲げる対象車両ごとに、当該対象車両の台数にそれぞれ同表の右欄に掲げる額を乗じて得た額  
（交付申請の添付書類等）

第5条 規則第4条に規定する給付金の交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給付金事業概要書（別記第1号様式）
- (2) 宣誓書（別記第2号様式）
- (3) 役員名簿（別記第3号様式）
- (4) 給付金（車両加算額）の交付を受けようとする場合は、車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条に規定する国土交通大臣から交付を受けたもの）の写
- (5) 交付対象者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写
- (6) その他知事が必要と認める書類  
（交付条件）

第6条 規則第6条の規定により給付金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付対象者は給付金の収支に関する帳簿を備え、これらの帳簿及び書類を給付金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (2) 交付対象者は、知事から別途指示があった場合は、前号に掲げる書類のほか、給付金の交付後においても、給付金の使途、事業の実施状況その他給付金に関する資料を備えおくとともに、知事から提出の求めがあったときはこれに応じること。  
（給付金の実績報告額の確定及び交付）

第7条 給付金の実績報告については、規則第13条の規定に関わらず、規則第4条の規定によるこの給付金の交付申請書の知事への提出により当該実績報告があったものとみなす。

2 給付金の額の確定は、規則第14条の規定に関わらず、規則第5条の規定によるこの給付金の交付決定により当該給付金の額の確定を行ったものとみなす。

3 交付対象者がこの給付金の交付を受けようとする場合における規則第16条第1項の規定の適用については、同項中「第14条」とあるのは「第7条」と読み替えるものとする。  
（書類の提出）

第8条 規則又はこの要綱に基づく書類の提出は、原則、郵送により行わなければならない。  
（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

別表1（第4条関係）

## 給付金（事業基本額）

対象事業者	交付額
バス事業を営業者	100万円
タクシー事業を営業者（法人）	100万円
タクシー事業を営業者（個人事業者）	20万円
鉄道事業を営業者	300万円
フェリー事業を営業者	300万円

別表2（第4条関係）

## 給付金（車両加算額）

対象事業者	対象車両	交付額
バス事業を営業者	バス事業の用に供する車両	1台につき10万円
タクシー事業を営業者	タクシー事業の用に供する車両	1台につき5万円

## 備考

- 1 対象車両は、令和3年1月31日時点で県内の営業所に配備されているものに限る。
- 2 次に掲げる車両は、対象車両に含まれない。
  - (1) コミュニティバス（「コミュニティバスの導入に関するガイドライン（平成18年9月15日付け国自旅第161号国土交通省自動車交通局長通達別添2）」の2に定めるコミュニティバスをいう。）の用に専ら供される車両
  - (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第15条第1項に規定する永久抹消登録を受けた車両
  - (3) 道路運送車両法第16条第1項に規定する一時抹消登録を受けた車両
  - (4) 道路運送車両法第58条第1項に規定する現に有効な自動車検査証の交付を受けていない車両であって、所轄の地方運輸局に対し提出した休車リスト（「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について（令和2年4月7日付け近畿運輸局自動車交通部長事務連絡）」記の3の休車リストまたは「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について（令和2年4月7日付け近運自監第20号の2、近運自一第18号の2、近運自二第20号の2、近運技整第11号の2通達）」記の1の(1)の休車リストをいう。）に登載されていないもの